

Title	近世関東における農村奉公人賃銀の研究
Sub Title	The historical study of rural wages in Kanto district
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.3 (1957. 3) ,p.163(15)- 178(30)
JaLC DOI	10.14991/001.19570301-0015
Abstract	
Notes	経済史特集 (第六集)
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570301-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

るに従つて、そこに試みられた把握と方策とはかなりの差異をもつて現れて来る。農書が各地で書かれ、地方地方で、そこに適合する技術の考察が進められた、と同時に、當時においてもつとも重要な問題として、貨幣制度、物價、米價の變動等により蒙る影響に關しての考察がなされて行つたことも少しも不思議ではなかつた。もちろん、すでにふれたごとく、事實の敘述が主であつて、さらに進んで事物の本質を洞察する努力は比較的少く、それらの本質を科學的に分析把握することが行われるに至るのにははるか後のことにぞくした。

(一九五七・一・一四)

三田學會雜誌

第五十卷 第二號 目次

論 說

世界爲替政策の動向と若干特徴……………金原賢之助
生産性指數と分配の問題……………鈴木諒一

古典學派の崩壊と

「賃労働」分析の轉換……………井村喜代子

資 料

安定均衡の經濟表に就て……………渡邊建

——ウーグ博士の『フランソワ・ケネーの經濟表』を中心として——

學界展望

一九五六年下半年の國際經濟學……………白石孝

書評及び紹介

穂積文雄著『英國産業革命史の一斷面』……………飯田鼎

有澤廣巳編『統計學の對象と方法』……………佐藤保

經濟學關係文獻目錄

近世關東における農村奉公人賃銀の研究

速 水 融

- 一 序 論
- 二 史料について
- 三 賃銀の變化
- 四 賃銀支拂の形態
- 五 むすび

一 序 論

物價・賃銀史の研究は、それが困難であるが故に、戦後大いに發展をみせた經濟史の研究において見落されていた分野の一つであると言える。それが如何に困難であるかは、ただ研究に必要な金錢上の問題であるばかりではなく、むしろそれ以上に、非常に長い時間と、莫大な、そして又質的にも優れた史料を必要とするからである様に思われる。それも實際上物價や賃銀の測定を必要とし、且つ近代的な統計が一應揃つた社會ではなく、そう言つたものの存在の僅少な明治以前の如き封建社會においては尙更困難である事は論をまたない。従つて、戦後において、この問題に關するままとつた論

近世關東における農村奉公人賃銀の研究

著が、『近世後期における主要物價の動態』(三井文庫編)一冊のみであるのも當然であるとも言える。ところでこの著書は、三井家の大阪兩替店で作成された「諸相場之控」を基礎資料として表示されたいくつかの表から成つてゐる。従つて、ここに示された物價は、三井家という大商人の手を経て、大阪(その他江戸、京都も若干含まれてはいるが)で取引されている商品相場の報告を集成したものである。このことは、この資料の性格を明白に物語るものである。即ち、それは都市における取引相場であつて、しかも直接消費者に對する小賣價格ではない。それ故、我々が農村史研究の立場からこの資料を取扱う場合にはいくつかの前提が必要となるのである。それは、大阪という中心市場における取引の價格が、消費地のそれ、或いは生産地のそれとの間に如何なる關係を持つてゐるかと言ふ事が明らかにされねばならぬし、又、中央の市場における物價の變動が地方における變動と如何なる關係に立つかについても明らかにしておく必要がある。

この事は、物價・賃銀史の研究が、ただ單にその金額や變化のみ

一宗門之儀者代々眞言宗ニ而同村一乘院且那ニ紛無御座ハ、此者何方ヲ茂構無御座ハ、若六ヶ敷申者萬一有之ハ、我等引請貴殿江少茂御苦勞掛ケ申間敷ハ、寺請狀御用入之節者何時成共差出可申ハ、爲後日請狀仍而如件

三ノ宮村

人主 初右衛門 門
請人 半 藏

文化七年十二月

薄ヶ谷村

要 藏 殿

(註一) 傍示堂村。

給取請狀之事

一此平助と申男體成者御座ハニ付我等請人罷立丑ノ二月々來ル寅ノ二月二日迄壹ヶ年季給金四兩三分ニ相定爲取替金壹兩只今請取御奉公ニ出申所實ニ御座ハ、殘金之儀者相勤ハ内三度ニ可被下ハ、若御意入不申ハ、何時成共御暇可被下ハ、給御勘定次第急度相濟可申ハ、自然取逃欠落仕ハ、其贖物ハ不申及其者十日之内尋出シ相渡御存分急度尋明可申ハ、如何様之義御座ハ共此方御暇申請間敷ハ、萬一無據義ニ付御暇申請ハ、以増金可申請ハ、尤尋申内ハ人代立可申事

一御公儀様御法度ハ不申及御家之御左法爲相背申間敷ハ、宗旨ハ代眞言宗ニ而寺請狀人主方ニ取置申ハ、此奉公人ニ付脇ヶ差構申者無御座ハ、右相定之内ハ無相違御奉公爲相勤可申ハ、爲後日請狀仍而如件

沓掛ヶ村

人主 安右衛門 門
同所請人 庄右衛門 門

文化貳年丑ノ二月

傍示堂村

傳 左衛門 殿

(註一) 相定申奉公人請狀之事

一此平五郎ト申男體成者ニ御座ハニ付我等請人ニ罷立當寅十二月十五日迄壹ヶ年之間壹月二十五日宛之半季奉公ニ罷居ハ處實正也、給金之儀者金貳兩壹分貳朱ニ相定只今不殘御渡シ被下體ニ受取申ハ、尤衣速之儀者夏單物壹ツ可被下ハ管

一御公儀様御法度之儀者不申及御家之御作法何ニ而モ相背申間敷ハ、勿論此上拙者身分ニ付少茂構申者無御座ハ、若又御氣ニ入不申敷亦者長病杯ト仕^(註一)者如何様之儀ニ而御暇被下ハ共不劣人代成共右之給金成共御望次第急度相濟可申ハ、其節少も難澁仕間敷ハ、間萬之一取逃欠落仕ハ、取ハ品ハ不申及三日之内尋出シ右贖物急渡相濟可申ハ、御給金成共無違滞相濟可申ハ、且又御奉公之内如何様之惡事仕出ハ共貴殿江少茂御苦勞掛ケ申間敷ハ、若一宗旨之儀者代々眞言宗ニ而寺者同村觀世院且那ニ紛無御座ハ、若御法度之宗旨と申者御座ハ、我等何方迄も罷出急度申請ケ致貴殿江少も御苦勞懸ケ申間敷ハ、爲後日仍而如件

埼玉郡大枝村

人主 平五郎 郎

文政元寅年十二月

請人 七郎左衛門 門

同村

六 右衛門 殿

以上の如く奉公人請狀の書式は、少くとも近世後期にはほぼ一定していた。前期の史料がないので比較することはできない。注意すべきは、請狀が必ずしも奉公人本人と、雇主との間で取り替されたとは限らないことである。即ち、右に示した史料(一)、(二)では、奉公人とは別人の家主、請人と雇主の間で文書が交換されている。しかし(三)の場合では平五郎が奉公人であると同時に人主となつている。尤もこの様なケースはそれ程多くはない。本稿で取扱う請狀の合計三百二十一通の内、明らかに人主と奉公人が異なるものは二百四十四通、明らかに同一のものは僅かに十一通にすぎない。しかもこの場合と雖も、奉公人は自身を人主として記載署名して居り、奉公人としての資格においてではないことが判明する。

この事は何を物語るものであろうか。人主とは如何なる内容を持つていたのであろうか。これについては、奉公人請狀のみでは解決されそうにない。ただここで推論しうるのは、人主とは、奉公人が何人であれ、給金を受取る者ではあるまいかと言う事である。奉公人請狀の文面を検討すると、これが労働力の販賣に對する受取狀としての性格を持つてゐる事は容易に氣付くのである。しかも殆んどの場合、給金は前借りされるか、或いはむしろ逆に、借金の返却のために給金が肩替りされるかと言つた事情の下では、奉公人請狀を雇傭の契約書としてのみ考へる事は一面的に過ぎると言ふことができ

近世關東における農村奉公人賃銀の研究

る。多くの場合、人主は金銭の借主であり、その抵當として自己と何等かの關係にある奉公人の労働力を提供するのである。従つて人主は奉公人に對して何等かの支配關係を持つてゐる必要がある。親子、兄弟と言つた戸主と家族の關係が通例の場合であつたとみられる。若しその様な關係のない場合には人主自らが奉公人とならねばならぬのであつた。この事は人主に女子の名が全く見當らない事からも裏付けられるであらうし、請狀の人主・請人の署名、印が何故切取られねばならなかつたのかについても解答を與えるのである。次に請狀の日付であるが、十二月一二月の農閑期が壓倒的に多い。これはその時期が農作業の一年の切れ目に當るからであらう。これも家によつて十二月、或いは二月に集中しているが、これらはその村或いは家の慣習によるものと考えられる。

(註一) 野村兼太郎編著『村明細帳の研究』二六〇頁所收。

(註二) 宗京獎三他編『武藏國多摩郡小川村小川家文書』所收の表

による。

(註三) 慶應義塾大學研究室所藏。

(註四) 同右。

(註五) 文部省史料館所藏。

(註六) 同右。

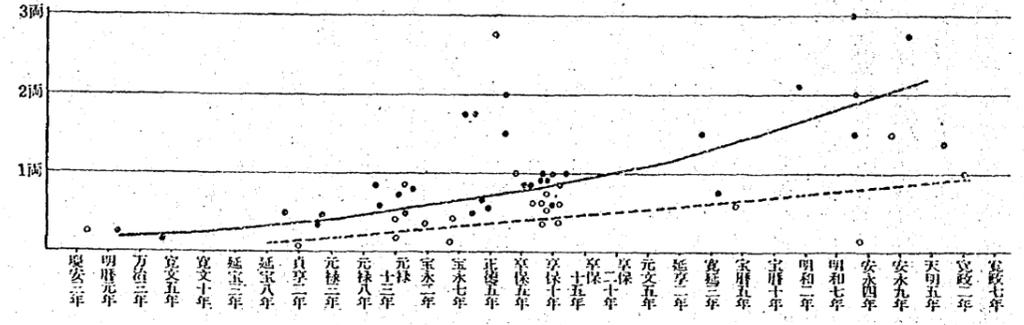
(註七) 慶應義塾大學研究室所藏。

(註八) 同右。

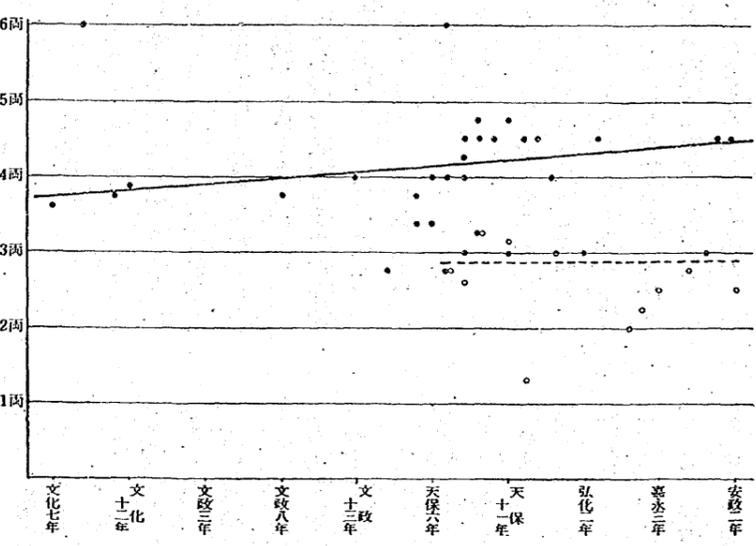
(註九) 文部省史料館所藏。

(註一〇) 島崎隆夫「武藏國兒玉郡傍示堂村——名主内野家の經營

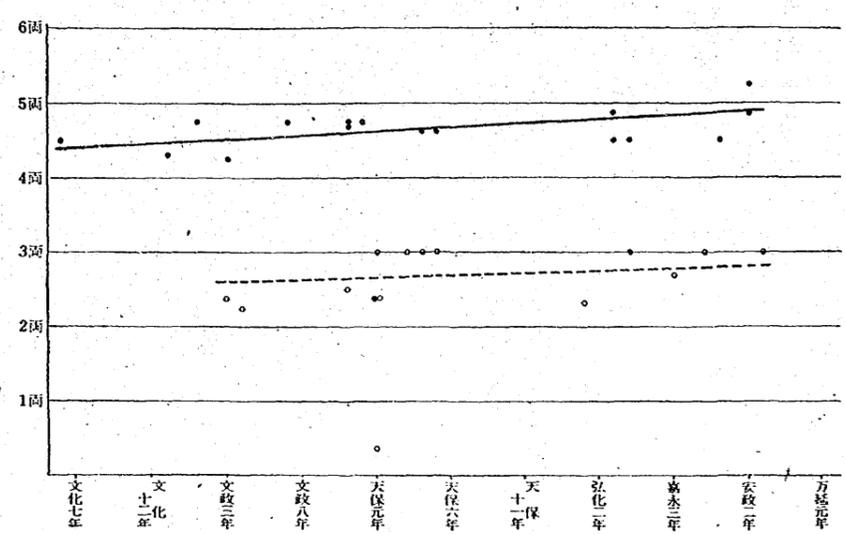
第1表 1. 小川村



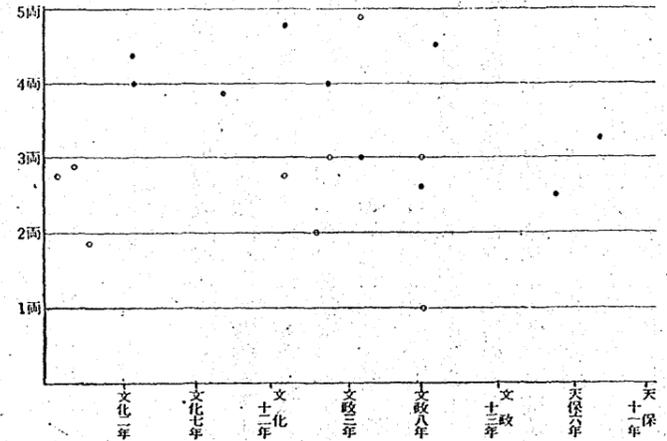
第1表 2. 大枝村



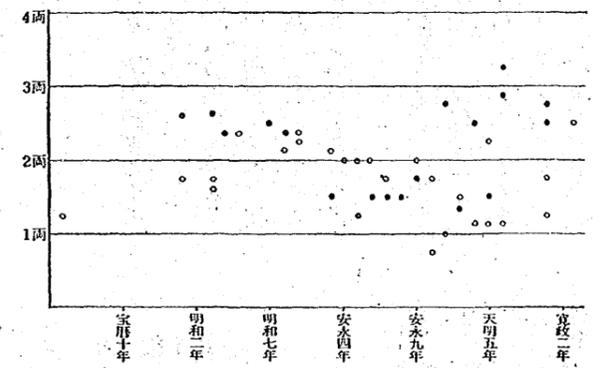
第1表 3. 薄谷村



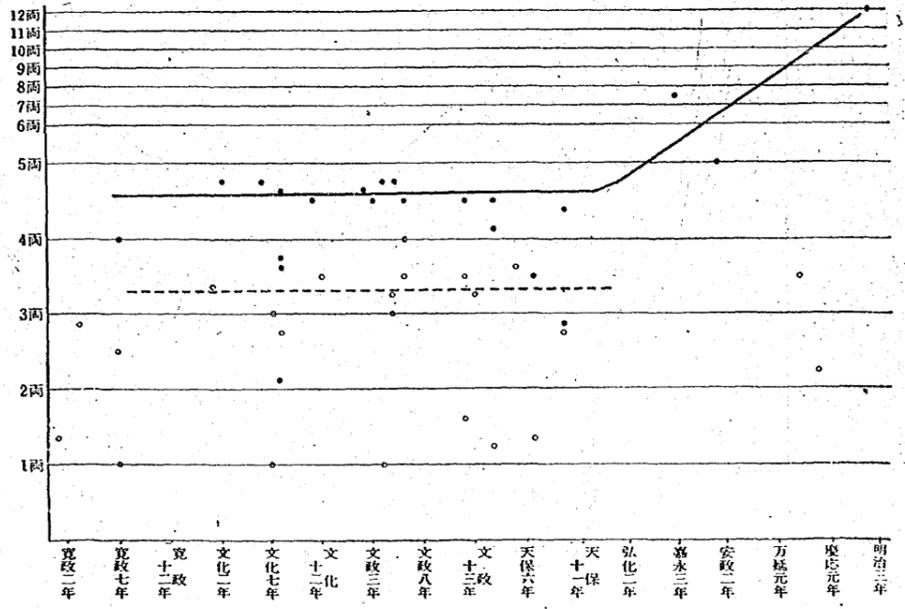
第1表 4. 大麻生村



第1表 5. 太田村



第1表 6. 傍示堂村



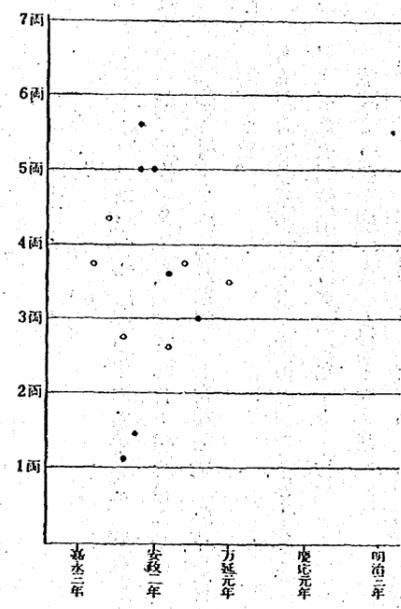
を中心として——三田學會雜誌第四十六卷第二號(關東農村の
 史的研究第二集)所收。及び同、「村落聯合—組合村について—
 武藏國足立郡染谷村——」同誌第四十七卷第三號(關東農村の史
 的研究第三集)所收。

(註一) 武藏國埼玉郡薄谷村文書(文書番號28—5—33)。
 (註二) 武藏國児玉郡傍示堂村文書(29—1—14)。
 (註三) 武藏國埼玉郡大枝村文書(29—5—21)。
 (註四) 残りの九十六通は不明分。何故この様に不明のものが多

近世關東における農村奉公人賃銀の研究

いかと言えは、史料の署名部分が切取られているものが多いこと
 による。これについては後に觸れるであろう。

第1表 7. 染谷村



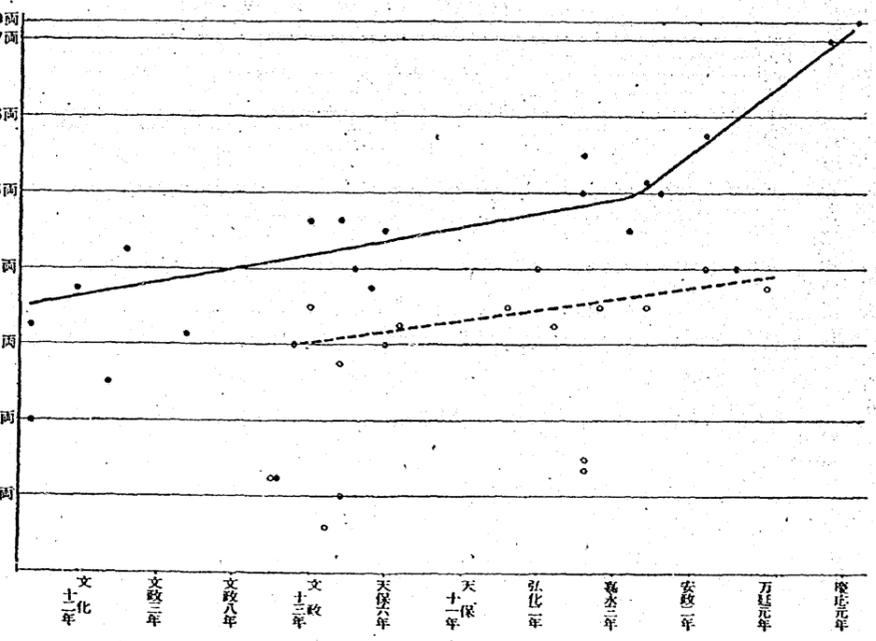
三 賃銀の變化

本節では、近世關東農村における奉公人賃銀が、どの程度のものであつたか、その金額について考察を下すこととする。

第一表(二〇—二三頁)は考察の對象となつた八カ村の奉公人給金を表示した。この場合、金額は一カ年季の奉公の場合にすべて換算したものである。但しこの他に仕着(又は衣束)として若干の衣類や場合によつては金額が支給されている場合が多いが、これらは金額表示が困難であるのですべて除外してある。

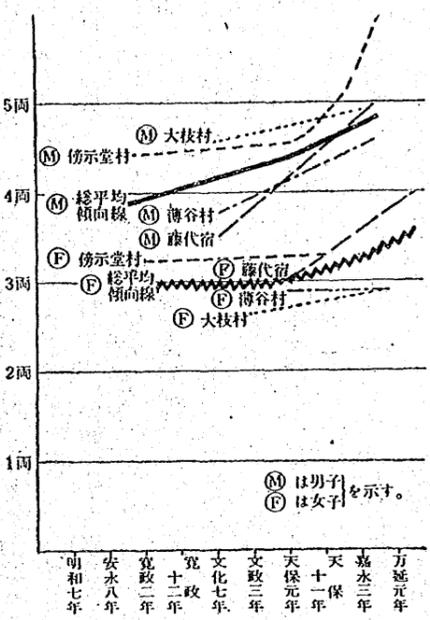
近世前期の状態は、ただ小川村のみが事例を提供するにすぎない。そこでは元祿期には男子二年三分前後の給金が、享保期には一兩になり、十八世紀後半には平均二兩にまで上昇していることが判る。女子は男子のほぼ半分であるが、同様の経過をたどっている。一方他の村の場合は、年代が後半に限られるのであるが、男子の場

第1表 8. 藤代宿



合、ほぼ三兩乃至五兩となつて居り、幕末に近づくにつれて増加し、幕末、維新时期には急騰している。女子の場合は、男子に比して偏差

第1表 9. 平均傾向線



が大きい、全體としての動きはより不明瞭である。總じて言えば、奉公人による偏差は意外に小さく、多くの村でそれぞれの平均給金額の算出が可能であり、傾向線を示すこともできる。ただ大麻生村、太田村の如くそれが不可能な程偏差が著しい村、或いは染谷村の如く資料が少いため不可能な村もある。近世後期について、これらの傾向線をたどることが可能な四カ村と、更にその總平均傾向線を見ると、四カ村ともほぼ同一の経過をたどっていることが判る。注目すべきは村による偏差が次第に縮小しつつあることで、幕末期の混乱が始まる直前には男子で四兩二分乃至五兩、女子が二兩三分乃至三兩一分に集中して居り、この時期には、奉公人の雇傭が慣習や特殊の事情を離れて、市場性を帯びて來ていることが推察されるのである。ただ前期の唯一の例である小川村と、後期の諸村とが連繫しない

第2表 仕着の支給

性別	男				女			
	ナシ	衣類	金銭	計	ナシ	衣類	金銭	計
小川村	11	27	1	39	3	10		20
大枝村	7	14		21	4	7	1	12
薄谷村	9	19	5	33	4	5		9
大麻生村	9	1		10	19	7		26
太田村	19			19	10	11		21
傍示堂村	26			26	7			7
染谷村	8			8	12	5	2	19
藤代宿	15	6		21				
計	104	67	6	177	59	65	3	127

※印は麥6斗を支給されている。
公人賃銀の上にもかなりの變化がみられる。七兩から明治初年には十二兩にまで急騰して居り、變動の激しさを物語っている。さて、奉公人に支給されるものは、この給金の他に仕着、或いは衣束と稱されるものがあつた。尤もこれはすべての場

合とは限らない。第二表は請狀に示された仕着の支給の有無を表示したものである。ただ、請狀に仕着の記載がないのは、支給されなかつたものと見做した。仕着を仕給しない旨明記する場合もあるが、僅か一例にすぎない。仕着の大部分は衣類であり、一年間に、「夏單物一つ、冬給一つ」又は「夏冬白木綿二反」と言つた程度であつた。金銭は表にみる如く稀であるが、金二分程度であるから、給金の一割前後であらう。男子と女子とは、女子の方が半ば以上支給されているのに對して、男子では四割程度であるが、資料の数が少いからこれが一般的な傾向であるとは言えない。

仕着の金額換算は不可能であるが、金銭で支給された程度であつたとすれば、奉公人給金の平均第一表の線より二分前後の上昇を示すであらう。

では何故仕着が支給されねばならなかつたのか。これは本給とも言うべき給金が、奉公人自身の手には渡らず、主に人主に支拂われているため、奉公人自身の生活がそれだけでは保障されていないと言ふ事情による。と同時にこれは雇主と奉公人との恩惠的な關係を示すものであつた。

(註一) 「御仕着之儀者無御座也」(傍示堂村、29-5-24)。

四 賃銀支拂の形態

では前節で考察した金額の給金は、どの様にして支拂われたのであろうか。請狀は之について種々の形態があつたことを示している。

第一は、人主が身代金を雇主より借用し、その返済が完了するま

で奉公が續けられる型。たとえば次の如き場合である。

「一ふみと申女子體成者ニ御座也ニ付我等請人ニ罷立當寅十二月廿壹ヶ年季之御奉公ニ差置申處實正也、給金之儀は金三兩ニ相定且外ニ身代金として金五兩借用仕付間金子合八兩只今體ニ請取申處實正也、然ル處右金子之内五兩ハ御奉公首尾能相勤御暇被下り節無滞立金仕御暇請可申事、且衣束之儀ハ夏冬白木綿三反可被下り事」

右の例では、ふみの一年間の給金三兩と、身代金五兩合計八兩が請狀の取り替された時に支拂われ、五兩の返済が一年後に行われ、奉公が終了するのであるが、このことは、逆に五兩の返済が完了されない限り、奉公人は主人から解放されない仕組みなのである。身代金は村によつては立金とも稱せられている。

第二はこの様な前期的な色彩の薄い形態である。たとえば次の如き場合。

「一此幸太郎と申男體成者ニ御座也ニ付我等請人ニ罷立當二月々來申ノ二月二日迄壹ヶ年季給金四兩三分ニ相定メ爲取替金貳兩貳分貳朱只今請取御奉公出シ申所實正也、殘金之儀者相勤内三度ニ可被下り、若御意入不申ハ、何時成共御暇可被下り、給金御勘定次第ニ急度差上ケ可申ハ、如何様之儀御座也共此方ハ御暇申請間敷、萬一無據義ニ付御暇申請ハ、以増金可申請、自然取逃欠落仕付ハ、其贖物ハ不及申其者十日之内ニ尋出シ相渡御存分ニ急度埒明可申、尤尋申内ハ人代ヲ立可申事」

ここでは身代金的なものは何等存在しない。その代り奉公人の雇傭

を確實にせんがためにより詳細な規定がなされている。取替金の金額は給金のほぼ半分であるが、他の場合もこの程度が多い。この型も第一の型と並んで多くみられる。取替金が給金額と等しい場合、即ち請求の取替と同時に給金の全額が支拂われるのが第三の型である。請狀の文面は第二の場合と同様である。

第四は、質物奉公人と明記する場合で、ある額の借金に對して、奉公人の給金が返却に當てられるが、他の場合と異つて二カ年季以上の長期契約で、一年毎に一定額が「押切」と稱せられて居消しされ、残りがあれば奉公

を切り上げる時に清算すると言ふ型である。たとえば五兩を借用し、奉公人の年季二年、一カ年に金二兩宛押切り、残りは年季明けの時に相済と言ふ様な型である。

第三表はこれらの種々の形態の分布を村毎に示した。藤代宿、小川村は不明である。これによつて、最も多いのは第二の型であることが明らかである。

第3表 給金支拂の諸形態

分類	①	②	③	④	其ノ他	計
村	24		10			34
枝谷	29		15		1	45
大薄		16	3			19
太		21	1	23		45
傍		42	5			47
染	2	9	4			15
計	55	88	38	23	1	205

分類の①、②はそれぞれ本文の第一の形態、第二の形態を示す。

第三表はこれらの種々の形態の分布を村毎に示した。藤代宿、小川村は不明である。これによつて、最も多いのは第二の型であることが明らかである。

しかし薄谷村にはこの様な形態は一件もなく、身代金による古い形態が最も多い。大枝村も同様第一の型が最も多いが、逆に傍示堂、太田、大麻生には第一の型は全くみられないのである。これはそれぞれの村による慣習の差によるものと思われるが、歴史的には少くとも第一の形態が最も古く、第二、第三はより新しい形態であるものと思われる。資料が少く、その様な移行を明確に示すことはできないが、染谷村の場合、第一の身代金を設定する形態は、寶暦年間(註三)の二通のみにしかみられない(寶暦期はこの二通のみ)のもこの動きの一端を示すものと考えられる。

給金が實際如何に支拂われているか、二三の給金帳についてより詳細に探つてみよう。まず薄谷村の場合、文政八年の請狀に次の如きものを見出す。

「一此權三郎与申男體成者ニ御座也ニ付我等請判ニ罷立當酉十二月々來ル子十二月迄中三年季ニ相定申、爲給金与拾壹兩壹分ト永七拾五文唯今不殘體受取申所實正也、然上ハ來ル戌年分爲給金与三兩壹分貳朱御引落可被申、殘金子之義ハ無滞急度立金仕付ハ、御暇を御出可被下り、若其節金子調兼ハ、書面之通り子年迄御奉公相勤可申……(後略)」

三ノ宮村 人主 又 右 衛 門
同村 請人 長 左 衛 門
薄谷村 文政八酉年十二月

要 藏 殿

右の文書によれば、この請狀は前述の第一の形態の關係を示すものである事が明らかである。若し一年後に三兩壹分貳朱を引いた残りの七兩三分貳朱を返却しなければ子年まで奉公せねばならぬのである。この金融關係は勿論人主三野宮村又右衛門と要藏との間に取結ばれている。それでは奉公人の權三郎は一切金銭を受取らなかつたのであろうか。薄谷村に残る給金帳(文政十一年)はこの年も權三郎が奉公を續けていることを示している。

「 覺

子ノ正月廿八日	かし	七月朔日	かし
一貳百文	權三郎	一百文	同人
三月三日	かし	七月十三日	かし
一百文	同人	一金貳朱	同人
四月八日	かし	七月廿四日	かし
一百文	同人	一貳百文	同人
四月十八日	かし	九月九日	かし
一百文	同人	一百文	同人
五月五日	かし	十一月十三日	かし
一貳百文	同人	一貳百文	同人
六月十五日	かし	金壹分七百六拾四文	同人
一貳百文	同人		

右の記載はこの權三郎に支拂われた金額を示すものであろう。しかし請狀によれば給金は既に三年分前渡しされて居り、奉公人との間に支拂われるべき何物もない筈である。にも拘らずここに記載されるのは、奉公人に對する小遣錢の支給であらう。仕着や食事は與え

られているが、この時期に至れば奉公人としても一文の貨幣なくしては生存し得なかつたのであろう。それ故雇主からは「かし」として百文、二百文という小遣錢が渡されている。この「かし」は勿論返済されねばならぬ性質のものである。返済できねば、翌年の給金から差引かれるのであつた。奉公人に渡されるこの小遣錢の額は凡そ金一分乃至二分程度であつたが、場合によつては請狀に次の如く記載されている。

「一此新兵衛(中略)と男我等能存知慥成者ニ付請人人主ニ罷立當西暮(來)戌暮迄一季之御奉公ニ差出申(所)實正ニ御座(ハ)、御給金之義者三兩壹分ニ相定爲取替与貳分只今御渡被下(體)ニ受取申(ハ)、殘而貳兩三分者來年中に追々當人江御渡可被下(體)ニ御座(ハ)。」

即ち取替金の外は、奉公人へ追々渡すのであるから、奉公人としては小遣を「かし」として受取る必要もなかつた。従つてこの様な第二期の形態にあつては雇用は多くの場合一年間で、前に擧げた様に長期の場合、第一、四等の形態に多いのである。

大藏生村の給金帳(註六)は更に興味深い。一例を擧げれば次の如くである。

「文化十二乙亥極月
一金壹兩也 藤助かし
一金三分 同斷
一金壹分 同斷
一金壹分 暮廿七日かし
一金壹兩四百五拾貳文 同日下郷(ヲ)取分かし
一金壹分 廿九日かし

一金壹兩也 晦日夜かし

メ四兩貳分四百五拾貳文

一外壹分三百五拾文

都合四兩三分八百四文

内

金貳兩ハ 取替金渡ス

メ貳兩三分八百四文 極月かし

覺

亥暮子極月迄

一金貳兩壹分貳朱

内

金貳兩也

金壹分貳朱也

外 亥三月

一米貳俵

代金三分六百八十四文

利貳朱百拾四文

元利メ三分貳朱八百貳文

外先ニ出

貳兩三分八百四文かし

都合

金三兩三分七百五十四文

右之通相違無御座(ハ)、當介來丑之身代を以元利息度返進可仕(ハ)、

近世關東における農村奉公人賃銀の研究

爲後日請合印形仕(ハ)以上

請人利右衛門(印)

當借主 藤助

子正月十二日改

善兵衛殿

覺

去暮残り藤介分

一三兩三分七百五拾四文 先ニ出し

利三分百四十九文 子年分

一貳分 子十二月かし

利六百七十七文 同斷

一壹分 同七月かし

利百九十五文 同斷

一貳朱 子暮かし

元利メ五兩貳分貳朱八拾三文

内壹分貳朱 子給金下り分渡

引メ五兩壹分八拾三文 子暮改かし

外貳朱 時かし

一壹分貳朱四百七拾貳文

米壹俵子暮廿五日かし 九斗かへ代

一貳分也 同廿五日 同人かし □□へ渡ス分

都合六兩壹分五百五十九文 かし

内三兩壹分七百六拾貳文 左ノ取替金渡ス

引メ貳兩三分貳朱六百四十五文 未へ出ル分

二七 (一七五)

覺

來丑年分

一金四兩二分 一年分 藤助給金

月五日除殘日三百三十八日勤分

六拾日拔手間分

壹人ニ付永拾貳文七分壹りん

内永七百六十貳文六分

拔手間分

引メ三ノ六百三拾七文四分

同人勤日本給

此金三兩貳分貳朱七百六十貳文

壹分貳朱

取替金

下り

この記載を長々と引用したのは、奉公人給金が如何に巧妙に搾取され、それを利用することによつて雇主が安價な勞働力を用うることができたかを示さんためである。即ち第一年度の文化十二年十二月にこの雇主は奉公人藤助の雇用に際して取替金貳兩を支拂つたが、實際にはこの他に貳兩三分八厘四文が「かし」として支拂われている。藤助の給金は半季奉公で年額二兩一分二朱、取替金を差引けば僅か一分二朱が残されているにすぎず、二兩以上の「かし」は別途から返済せねばならぬ様に最初からなつて居る。ところが、その前年度に藤助は別に米貳俵を借りて居り、その利足と共にかし金は三兩三分七厘五十四文であつた。更にその年度において「かし」は一兩三分二朱を増し、これに年度當初の「かし」とその利足、新たに生じた「かし」に對する利足を加えて六兩以上の「かし」に増大している。給金の残り一分二朱では勿論「かし」の利足分にもならず、結局第一年度の終りには六兩一分五厘五十九文となつて居る。

(註四) 薄谷村文書「萬覺帳」(30-9-3)。

(註五) 大麻生村文書、天保八年。

(註六) 同、文化十三年「奉公人給金覺帳」

五 む す び

以上史料に即しつつ奉公人の給金額、支拂の實際などについて觀察して來た。取扱い得た資料が少數であるため、早急な結論は慎まねばならないが、得られた結果を整理してみよう。

本稿で取扱つた奉公人は、すべて所謂年季奉公人である。江戸時代の農村奉公人にはこの他譜代奉公人、日雇人などがあるが、これらについては觸れ得なかつた。この時期の奉公人の形態から言えば、初期の手作地主にみられる譜代奉公人↓長年季奉公人↓短年季奉公人と言ふ系列が考えられるのである。賃銀とは直接關係しないが、奉公人の契約年數について、取扱つた請狀を整理集計してみると第四表の如くである。これによつて、元祿・享保期を境に長年季の奉公人は姿を消し、十九世紀には殆んどの奉公人が一年季となつて居ることを知り得るのである。ただし、一年季であつても、實質的には何度か更新され、長年季になつて居るものも少からず存在する事に留意せねばならない。

ところでこの様な長年季↓短年季の變化は、給金額における變化と比例している事に氣付く。元祿以前には八年季で二兩、一年に一分程度にすぎなかつたものが、享保期には二年季で二兩となり、化政期では一年季で四兩となつて居る。これは單純に年季奉公人の賃銀が上昇したと割り切つてしまふには餘りにも大きな變化であると

近世關東における農村奉公人賃銀の研究

そして藤助はこの返済のため更に一年奉公をし、その取替金三兩一分餘をこの「かし」から引き、二兩三分二朱六百四十五文の借主として奉公を續けねばならぬのである。ところが、この際の給金の取り決めに當つては極めて嚴格な計算がなされて居る。それはもはや半季奉公では返済のできぬこの奉公人は一季奉公となるのであるが、一カ月に五日は恐らく自らの家の仕事のために「拔手間」となる。これを給金四兩二分から、一日永十二文餘の割で引き去り、結局三兩二分餘が支給されるにすぎない。前年度が半季奉公で二兩一分二朱の給金である事を考えると、この様に借金を背負つた奉公人が不利な條件で雇用されるを得なかつたことが判るのである。史料はここで終つて居るが、奉公人の借金は三兩近くあり、これに反して給金の残りは一分二朱にすぎない。恐らくこの奉公人はこの後何年間かを借金と利足のために、しかも安い價格で雇われ續けなければならなかつたであろうと思われるのである。

この様に請狀の上では身代金を返却して一年間の奉公を終える事が書かれていても、實際には長年に互つて奉公を續けねばならぬ場合を決して少くなかつたであろう。特に「かし」に利足が附加される場合、前例では三兩三分七厘五十四文の「かし」に對して、一年間の利足は三分四厘九文、即ち約二割の利率であるが、返済は非常に困難であつたと思われる。

(註一) 大枝村文書(30-5-31)。

(註二) 傍示堂村文書(29-5-19)。

(註三) 薄谷村文書(30-5-33)。

言わねばならぬ。米價や一般の物價も元祿以前と化政期とを比較すれば確かに上昇して居るであろう。しかしこの奉公人給金額の大きな變化はなかつたものと思われ。とすれば、若しこの様な變化が單に奉公人給金の上昇であるとすれば、奉公人にとつては非常に有利な條件であると言わねばならない。しかしこのことは如何なる見地からしても容認しえないのである。實際、既に檢討されている如き激化する農民層分

第4表 奉公人年季(8カ村合計)

年 代	1年以内	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	6-10年	計	平均
慶安4年—延寶3年					1	2	3	6.8
延寶4年—元祿13年			4	2	2	1	9	3.4
元祿14年—享保10年		8	15	4	4		31	2.2
享保11年—寬延3年		1	4				5	1.8
寶曆元年—安永4年		21	5	1			27	1.3
安永5年—寬政12年		19	20				39	1.5
享和元年—文政8年	1	55	3	1			60	1.1
文政9年—嘉永3年	2	84	3	2		1	92	1.1
嘉永4年—明治4年	2	24	4		3		37	1.6
計	5	212	58	14	10	4	303	1.5

年代は最終を除き25年毎。

な變化はなかつたものと思われ。とすれば、若しこの様な變化が單に奉公人給金の上昇であるとすれば、奉公人にとつては非常に有利な條件であると言わねばならない。しかしこのことは如何なる見地からしても容認しえないのである。實際、既に檢討されている如き激化する農民層分

化の内に、又、年季奉公人の最大の雇傭主であつた手作地主の寄生地主化の内に、我々は農村奉公人の繁榮を可能ならしめる如何なる基盤をも見出すことを得ないのである。それ故、これは奉公人給金をそれぞれの水準に定める條件の質的な變化であると斷ぜねばならぬ。元祿以前における手作地主の存在形態が要求した長年季、低額の給金の結果得られる労働力では、近世後期の地主の必要を満足しなかつた。又、前期における農村人口増加の壓力は、後期にはむしろ農村における労働人口の停滞乃至は減退へ變化していたことも考慮されねばなるまい。

この様な變化は攝津の如き先進地帯にも例をみる。武庫郡上瓦林村の地主岡本家における奉公人の雇傭條件は、十八世紀前半以前における長年季、低給金から、十八世紀末以後の短年季、相對的な給金の上昇へと變化をみせている。ここでは岡本家は前期に比すれば高額の給金を支拂つてなお手作を續けている。しかしその經營は既に主穀經營から商品作物へと比重を移して居り、「もはや、劣悪な勞力を使用し、主穀經營に停滞せる後進地型經營の殘存形態ではあり得ない」段階へ進んでいる。奉公人について言えば、この段階での「一年季奉公人(又これに準ずるものとして二・三年季奉公人)及び日雇は、給銀の不當に安い長年季の者と本質的に區別されるべき新しい性格のもの」と云わねばならないのである。

従つて、この給金の變化は、ただ金額上の變化としてのみ捉える事はできず、農村構造全體の變化の内に含めて考える必要がある様に考えられる。その故に、若し給金の高低を問題とするならば、同一性格の農村構造内部での比較は可能であろう。そこにおける動き

と、物價の變動とを比較して、奉公人の經濟状態を云々する事が初めて可能となるのである。この様に考える時、我々は本稿で取扱つた諸村の給金の變化において、前期を代表する小川村の場合と、その他の諸村の場合とが連絡していなかつた事について、それが同じ奉公人として書かれていても、奉公人の置かれてある經濟的構成の相違を想定せざるを得ないのである。

この様に、實銀史の研究も亦、他のすべての場合と同じく常に全體との關連において進めねばならぬのは當然である。就中、物價史との關係は言わば表裏の關係にあるし、實銀の名目價格ではなく、實質的な水準を知るためには當然貨幣の購買力も知らねばならぬのである。更に又、僅か八カ村で關東農村を代表しようとは考えられない事を考え合わせる時、本稿の如きは全く一つの序説以上の何ものでもないのであるが、どちらかと言えば手薄なこの分野に、一つの資料は提供しえたと思う。又、第一節で述べた様な觀點から、物價・實銀史の総合的な研究も開始されようとしている。本稿はその準備過程における捨石としての意味は持ち得るであろう。

(註一) 今井林太郎・八木哲治著『封建社會の農村構造』一四三頁以降の記述より。

(註二) 同書、一五八頁。

(註三) 同書、一五八―一九頁。

〔追記〕 本稿は、野村兼太郎教授指導の下に行われた昭和三十三年十一月度文部省科學研究費による「江戸時代における物價及び實銀の研究」の中間報告の一つである。

近世村落形成期における年貢負擔者について

—武州多摩郡連光寺村—

安 澤 秀 一

- 一 は し が き
- 二 年貢割付帳と納庭帳による年貢負擔者
- 三 年貢負擔者と貢租
- 四 年貢負擔者の増加型態
- 五 む す び
- 一 は し が き

本稿はさきに「近世村落形成期における年貢について」と題して發表した論稿の續篇である。前稿では封建領主(主に旗本知行の場合)による年貢の賦課收納の型態を述べたのであるが、その際、幕藩體制下において領主對農民の支配關係ならびに生産關係が具體的に實現するために、兩者を媒介する中間項として「村」が存在する事、かゝる村については近世領主の法的性格を公的支配權に基づく行政領主と規定し得る事から、領主の支配構造に於ける限りにおいて、村の性格と機能を行政村落と規定して分析を進めた。本稿は村と個々の百姓の間における年貢の賦課納入について考察しようとするものである。

近世村落形成期における年貢負擔者について

するものであつて、究極に意圖する所は次の様な點である。個々の百姓は村を媒介として領主と支配關係ならびに生産關係におかれるのであつて、村が個々の百姓に對して行ふ年貢の賦課收納は行政村落の機能として行はれる。ところで、村は行政村落であると同時に生活共同體としての面を有してゐる。つまり行政村落といふ枠内で封建地代の現實の擔ひ手となる百姓は公的な年貢負擔者であると同時に、生活共同體の成員として自己ならびに共同體の生産ならびに再生産に關與してゐるのである。従つて公的な年貢負擔者としての面と共同體成員としての面がどの様に相互規定を滲透させ乍ら、近世村落の形成にいかなる役割を果してゐるのかを、具體的に追求しようとするものである。

ところで史料の分析に入る前に一二述べておきたい事柄がある。本稿で主に利用する史料は前稿と同じく武州多摩郡連光寺村の富澤家文書であるが、個々の百姓に對する年貢の賦課納入を明らかにする史料の存在が萬治年間以降に限られてゐるため、前稿で元和―元祿期を扱つたのに對して、萬治―元祿期と前稿のほぼ後半期に限ら